

石川県滝港マリーナ指定管理者募集要項

石川県土木部港湾課

令和4年8月

[目 次]

1	対象施設の概要	1
2	施設管理の基本的な考え方	2
3	指定管理者の義務	3
4	管理の基準等	4
5	指定の期間	4
6	応募資格	4
7	応募の方法	5
8	選定の方法	7
9	利用料金の提案	8
10	施設の利活用等に関する数値目標の提案	8
11	責任分担	9
12	質問事項の受付	10
13	現地説明会の実施	10
14	無効又は失格	11
15	協定の締結	11
16	今後のスケジュール	12
17	参考資料	12

石川県滝港マリーナ指定管理者募集要項

石川県滝港マリーナの指定管理者(管理運営団体)を以下により募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称、所在地等

名 称	石川県滝港マリーナ			
所在地	羽咋市滝町レ部101番			
施設規模	総面積:64,000m ² 陸域:26,500m ² 水域:37,500m ²			
収容能力 (現況)	艇 置 場	能 力	R4.4.1 収容隻数	備 考
		大 型	90隻	86隻
	小 型	54隻	17隻	ディングーヨット
	艇 庫	120隻	66隻	3段積み
	計	264隻	169隻	
	棧 橋	20隻	—	一時係留及びビジター用として使用
管理棟	延床面積595m ² 、木造2階建 事務室、シャワー室、会議室、トイレ			倉庫、艇修理場
駐車場	80台収容			
クレーン	天井開放型クレーン 12トン1基	緑地	4,600 m ²	
営業時間	9時から17時まで			
休業日	毎週火曜日及び1月1日から同月3日まで及び、12月29日から同月31日まで			
現職員数、業務	3名、受付、料金徴収、ボートの管理、クレーン操作、フォークリフトによる船の移動、気象状況の把握、提供等			

(2) 施設の沿革

日本海にせり出した能登半島のほぼ中央部・羽咋市にある石川県滝港マリーナは、金沢から車で約40分、自然豊かな国定公園域の中にあります。

周辺には、千里浜なぎさドライブウェイや、千里浜・柴垣両海水浴場などのリゾートビーチ、気多大社や妙成寺などの歴史的遺産にも恵まれています。

平成3年夏完成後、石川国体のヨット競技の会場として、全国のヨットマンの熱戦の舞台となりました。健全な海洋レジャーを育てる公共マリーナであるとともに、スポーツ振興のための教育的側面を持ったマリーナとしても利用活用されております。

2 施設管理の基本的な考え方

- (1) 指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを利用者に提供するとともに、管理経費の節減に努めるものとします。
- (2) 滝港マリーナは広く県民のマリンスポーツの起点、散策など憩いの場所として親しまれているため、滝港マリーナの現状を正確に把握し、様々な利用者の声を大切にしながら、県民に開かれたマリーナとして公共性の確保を図りながら、特性に合わせた管理運営を行うよう心がけるものとします。
- (3) 広く県民が訪れる施設として、子供から大人まで、ルールを守って楽しく、かつ、安全に利用できるように、各施設の位置、機能等を十分に把握した上で、すべての施設を清潔に保ち、かつ機能を正常に保持しつつ、適正な管理と保守点検を行うものとします。
- (4) ヨット競技大会の開催や、ヨット講習会の実施により、マリンスポーツ人口の拡大や啓蒙・普及に努めるものとします。
- (5) 艇置場、艇庫等の効率的・効果的な配置や利用方法を考えながら管理に努めるものとします。
- (6) 事故等を未然に防ぎ、災害や緊急時の連絡体制、救助等の適切な職員配置体制をとるものとします。

3 指定管理者の業務

指定管理者は、広く県民に開かれた公共マリーナであることを踏まえ、善良なる管理者の注意をもって、次の業務を行います。

項 目	業 務 内 容
(1) 利用者への利便の提供に関する業務 (条例第3条の2第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・気象・海象情報の提供 ・釣り情報の提供等 ・艇置場等における収容許可台数の調整 ・ヨット大会等に伴う各団体等の調整 ・施設利用者に対する各種指導
(2) 利用の促進に関する業務 (条例第3条の2第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の広報及び利用案内等(パンフレット作成等) ・自主事業の展開等 ・大会の誘致、講習会の開催等 ・青少年へのマリンスポーツの普及
(3) 施設の使用許可、利用承認に関する業務 (条例第3条の2第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理棟の利用時間(9～17時)外の出入港に必要なさん橋の調整(日没・早朝出港の対応) ・フォークリフトの運転、クレーン操作、玉掛け操作業務、給水施設の利用等 ・マリーナ、会議室、艇庫、艇置場等に係る使用許可(変更)申請書の受理、審査、許可までの一連の行為
(4) 施設の使用料の徴収に関する業務 (条例第3条の2第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料の適切な徴収、納入、保管、経理業務
(5) 施設、設備、及び備品の維持管理及び修繕に関する業務 (条例第3条の2第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な管理棟、艇庫、公衆便所の維持管理(警備、清掃、光熱水費等)の運営 ・フォークリフト、クレーン等の各種施設保守点検 ・棧橋、船着き場、艇置場、駐車場等の維持管理
(6) その他知事が必要と認める業務 (条例第3条の2第6号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨットの出港・帰港の確認 ・施設の利用方法の説明・指導 ・事故防止及び海難救助に関すること ・気象予報の提供 ・波浪警報等発令時における出港停止等の勧告 ・海難事故防止及び漁労優先に関する啓蒙 ・海難事故発生時における救助活動及び海保等関係機関への連絡 ・石川県漁協羽咋支所との種々の調整

※なお、指定管理者が行う管理業務全般を一括して、他のものに再委託することはできませんが、清掃、警備等一部の業務については、専門の事業者へ委託することができます。

4 管理の基準等

(1) 関係法令、条例等の遵守

マリーナの管理運営業務を行うにあたっては、次の法令等の内容を理解の上、遵守するものとします。

- ① 港湾法、石川県港湾施設管理条例、同施行規則
- ② 石川県行政手続条例
- ③ 石川県個人情報保護条例
- ④ 港則法(港内における船舶交通の安全と港内の整頓を図る)
- ⑤ 海上衝突予防法(海上における衝突予防のため船舶の遵守すべき航法、表示すべき灯火及び形象物並びに行うべき信号に関して必要な事項を定める)
- ⑥ 地方自治法
- ⑦ 労働基準法、労働安全衛生法
- ⑧ その他関係法規等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律、クレーン等安全規則、船員法等。

(2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

(3) 業務に関して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(4) 新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を講じること。

(5) その他別紙の「石川県滝港マリーナ指定管理者仕様書」のとおりとします。

※管理の基準に関する細目的事項は、指定の議決後、協議のうえ協定で定めます。

5 指定の期間

・令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とします。

※指定の期間は県議会の議決事項となります。

※指定管理者の責めに帰すべき理由により、引続き指定管理者として管理することが適当でないと県が認めた場合は、指定を取り消すことがあります。

6 応募資格

(1) 応募資格

次の資格を満たす法人その他の団体であること。

- ① マリーナの管理運営又はボート等船舶管理について経験を有しているか、又は、経験を有する職員を雇用していること。ただし、グループで申請する場合は、代表となる団体が経験を有しているか、又は経験を有する職員を雇用していること。

- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。
- ③ 石川県から指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 石川県税、法人税、若しくは所得税並びに消費税及び地方消費税に、未納がないこと。
- ⑤ 会社更生法、民事再生法等により更生または再生手続を開始していないこと。
- ⑥ 石川県内に営業所又は事務所を置いている、または置く予定のあるもの。
ただし、グループで申請する場合は、代表となる団体が県内に営業所又は事務所を置くこと。
- ⑦ 次の各種免許等を有する者、各種技能講習を受けた者や経験者を有すること。
ただし、グループで申請する場合は、代表となる団体がこれらの資格者や経験者を有すること。
- ア) 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
 - イ) フォークリフト運転技能講習修了者
 - ウ) 海上特殊無線技士免許2級以上
 - エ) 小型船舶操縦士免許2級以上
 - オ) 玉掛技能講習修了者
 - カ) 水難救助受講者
 - キ) 経理事務経験者
- ⑧ 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)である者
 - イ 役員等(法人の場合は、その役員並びにその支店及び事業所の代表者、その他の団体の場合は、代表者及び役員をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - (イ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用等をしている者
 - (ウ) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (エ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - エ その他、選定されることが暴力団の利益となると認められる者
- ⑨ 複数の団体がグループを構成して応募する場合は、代表となる団体を定めること。
(代表以外の他の団体は、当該グループの構成団体として扱います。)
- ⑩ 同一法人または、グループによる複数の申請書の提出はできません。

7 応募の方法

(1) 募集要項の配付

- ① 配付期間
令和4年8月10日(水)から令和4年10月7日(金)まで(県の休日を除く)の午前9時から午後5時まで。
- ② 配付場所
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県土木部港湾課 港湾管理グループ
電話 076-225-1746 FAX 076-225-1747
- ③ インターネット参照
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/minato/8-0siteitaki.html>

(2) 申請書類

申請に当たっては、以下の書類(持参又は郵送の場合、正本1部、副本8部(複写可)(⑤⑥⑨は正本に一部添付、副本は複写添付)。電子メールの場合は、書類ごとにPDFファイル形式で1部)を県に提出していただきます。なお、県が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。また、グループで申請する場合は、以下の④～⑩は構成団体のものをすべて提出していただきます。

なお、申請に要する費用は、申請者の負担とします。

- ① 指定管理者指定申請書(別記様式1)
- ② 石川県滝港マリーナ指定管理者事業計画書(別記様式2)(複数の事業計画書を提出することはできません)
- ③ 石川県滝港マリーナ管理業務の収支予算書(別記様式3)
- ④ 役員等名簿(別記様式4)
- ⑤ 定款・寄附行為、規約又はこれらに類する書類(A4、様式自由)
- ⑥ 法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類(A4、様式自由)
- ⑦ 貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表(過去3事業年度分)(A4、様式自由)
- ⑧ 組織、事業内容その他の申請者の概要を記載した書類(A4、様式自由)
- ⑨ 石川県税、法人税若しくは所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類
- ⑩ 役員の氏名、住所、略歴を記載した書類(A4、様式自由)
- ⑪ グループを構成して応募する場合は、構成団体の概要を記載した書類(A4、様式自由)
- ⑫ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類
- ⑬ マリーナ及びこれに類する施設の管理に関する業務実績を記載した書類(過去3事業年度分)(A4、様式自由)

(3) 申請書類の提出

- ① 提出期間
令和4年8月10日(水)から令和4年10月7日(金)まで(県の休日を除く)の

午前9時から午後5時まで。

② 提出場所

下記まで持参又は書留郵便により郵送してください。

〒 920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県土木部港湾課港湾管理グループ
電話 076-225-1746 FAX 076-225-1747

※ 郵送の場合は、最終日の午後3時までに必着のこと。

また、電子メールの場合は、下記まで提出してください。

石川県土木部港湾課

E-mail: e251300@pref.ishikawa.lg.jp

※ FAX による提出はできません。

(4) 留意事項

- ① 事業計画書等の著作権は、提出した団体に帰属するものとします。但し、提出書類については、情報公開条例の規定に基づき公開する場合があります。
- ② 応募書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- ③ 申請書類提出後の訂正、差替え等は原則として認めません。
- ④ 必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。

8 選定の方法

(1) 選定の進め方

令和4年10月下旬に開催する指定管理者選定委員会において、各委員が(3)の選定基準に沿って評価し、その結果を基準に、総合的な評価を行ったうえで、最も適切に施設を管理できると認める団体を候補者として選定します。

選定にあたっては、申請書類に基づく書類審査のほか、申請者である団体の代表者又は代理の方に申請書類の内容等についてヒアリングを実施します。

(2) 選定委員の構成

施設の所管部局である土木部の部長を委員長とし、土木部の企画調整室長、港湾課長、有識者、利用者代表、地元代表で構成することとしています。

(3) 選定の基準

- ① 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保されること。(10点)
 - ・施設の設置目的及び県が示した管理の方針について理解しているか。
 - ・施設管理に向けた熱意・平等利用を図るための具体的な手法。
- ② 事業計画書の内容が、最小の経費で滝港マリーナの施設の適切な維持管理を図る

ことができるものであること。(30点)

- ・施設の利用承認・料金徴収の業務を適切に実施できるか。
- ・地震、津波等の災害時及び高潮、波浪等の異常気象時に適切に対応できるか。
- ・設定料金は妥当か。

③ 事業計画書の内容が、最小の経費で滝港マリーナ施設等の効用を最大限に発揮できること。(30点)

- ・利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果について。
- ・サービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果について。

④ 申請者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員、資産、その他の経営の規模及び能力を有していること。(30点)

- ・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性について。
- ・安定的な運営が可能となる人的能力及び経理的基盤について。

(4) 選定結果の通知等

選定結果については、各申請者に文書で通知します。また、県のホームページ等で申請団体名、審査結果等の公表を予定しています。

9 利用料金の提案

(1) 施設の使用料の提案を求めます。考えている料金表を提案してください。

(2) マリーナ利用料金に係る料金収入は、指定管理者自らの収入として収受させるものとします。

ただし、指定管理者は利用料金収入のうちR5年度からR9年度までの5年間、毎年県に最低2,160,000円以上を納めるものとし、県に納入する金額を提案してください。

(収支予算書 別記様式3(2))

(3) 提案にあたっては、条例で定めた金額の範囲内としてください。

(4) 指定管理者は、利用料金等の収入により業務を行うこととし、利用料金等の収入額が管理運営に要する費用の額に達しない場合においても、県は補填しないものとします。

なお、料金の決定に際しては、あらかじめ県の承認が必要となります。

条例で定めた料金は(別紙)使用料金表のとおりです。

10 施設の利活用等に関する数値目標の提案

施設の設置目標を十分に発揮するために、管理にあたっての目標となる施設の利活用等に関する指標とその目標値を提案してください。指標は利用者数や利用者満足度、申し込みから利用開始までの所要時間など、数値により測ることができるものとしてください。

(指標を定めておき、目標値のみ提案を求める場合は、その指標について説明)

また、管理開始前には、提案内容を基に、県において数値目標及びその達成に向けた取り組みを中期経営目標として公表することとしております。また、管理開始後は、その達成

状況等を、年1回実施する管理状況評価の対象とし、インターネット等により県民向けに公表します。

なお、過去3年間の施設の利用状況は次のとおりです。

施設の利用状況

年 度	金 額
令和3年度収入実績	14,848,479 円
令和2年度収入実績	15,445,522 円
令和1年度収入実績	15,769,068 円

年 度	金 額
令和3年度支出実績	14,769,995 円
令和2年度支出実績	15,347,038 円
令和1年度支出実績	15,661,631 円

年 度	収容隻数	
	ボート	ディングヨット
令和3年度	85隻	80隻
令和2年度	84隻	83隻
令和1年度	87隻	80隻

11 責任分担

- (1) 指定管理者と石川県との責任分担は、下記の分担表のとおりとします。
 なお、石川県と指定管理者の責任分担に疑義がある場合または、分担表に定めのない疑義が生じた場合は、両者協議の上、分担を決定します。

責 任 分 担 内 容		指定管理者	石川県
①	マリーナ施設・備品の保守点検	◎	
②	マリーナ施設・備品の維持管理	◎	
③	マリーナの安全衛生管理	◎	
④	マリーナ利用料金の収納	◎	
⑤	マリーナ施設・備品の損傷	◎	
	管理上の瑕疵にかかるもの 上記以外		協議事項
⑥	マリーナ利用者の傷害	◎	
	管理上の瑕疵にかかるもの 上記以外		協議事項
⑦	マリーナ施設・備品の修繕	◎	
	性能機能の回復程度のもの(概ね1件50万円以下) 上記以外のもの		◎
⑧	マリーナ施設・備品の火災保険加入		◎
⑨	マリーナ施設・備品の総合賠償責任保険加入	◎	
⑩	マリーナ施設・備品個々の業務の委託	◎	
⑪	マリーナ施設・備品の整備、改修		◎
⑫	マリーナ施設・備品の包括的な管理責任		◎

(2) 保険の加入

同水準以上の保険に加入してください。

・保険内容 総合賠償責任保険

受託保管物・施設使用物: 1事故1億円

対人: 1事故1人1億円

12 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受付けます。

(1) 受付期間

令和4年8月10日(水)から令和4年9月9日(金)まで(県の休日を除く)の午前9時から午後5時まで。

(2) 受付方法

質問票(別記様式)に記入のうえ、FAX 又は電子メールで提出してください。

(3) 回答方法

提出された質問の回答は個別に電子メールまたは FAX により行うとともに、ホームページに掲載します。

FAX 076-225-1747

E-mail e251300@pref.ishikawa.lg.jp

※電話又は来訪など口頭による質問は受付けません。

13 要項及び現地説明会の実施

・募集要項説明会

(1) 日 時: 令和4年8月31日(水) 午後2時から

(2) 場 所: 石川県羽咋土木事務所 1階 会議室

・現地説明会

(1) 日 時: 令和4年8月31日(水) 午後3時から

(2) 場 所: 石川県滝港マリーナ管理棟前

参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名を、事前に連絡してください。連絡がない場合は参加できません。

(3) 参加人数

1団体につき2名までとします。(グループで申請する場合も同様です。)

(4) 事前参加の申込み

石川県土木部港湾課 港湾管理グループ 担当 橋場、坂下

電話 076-225-1746 FAX 076-225-1747

E-mail e251300@pref.ishikawa.lg.jp

14 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、申請を無効とすることがあります。指定管理者候補に選定後あるいは指定の議決後であっても、選定を取り消すことがありますので留意願います。

- (1) 申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 申請書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (4) 申請書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 選定に関する不当な要求をした場合
- (6) 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
- (7) 協定の締結までに、確実に事業が履行される見込みがないと認められるとき、又は著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められる場合
- (8) その他不正な行為があった場合

※応募受付後に辞退を希望する場合は、書面にて辞退届を提出してください。

15 協定の締結

- (1) 指定の議決後、マリーナの管理業務の細目について県と協議の上、指定管理者の行う具体的な業務内容を決定し協定を締結します。
協定には、次の事項を規定するものとします。
 - ① 協定の趣旨、指定管理者が行う業務の内容、指定期間、事業期間、事業計画、責任者及び必要な職員の配置に関する事項等。
 - ② 関係法令等の遵守、休館日、営業時間、業務履行における指定管理者の義務、県有財産及び県有物品の使用の承認又は貸付け等や個人情報の取扱い。
 - ③ 管理運営基準や料金徴収事務、経費の支払い方法、精算方法、事業報告書の提出に関する事項、業務の実施状況に関する報告、事故の場合の報告に関する事項、県による検査・監督に関する事項。
 - ④ 指定の取消し及び業務の停止に関する事項。
 - ⑤ 権利義務の譲渡の禁止、疑義の決定。
- (2) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく失うなど、指定管理者としてふさわしくないと認められる状況となった場合は、指定の議決後であっても協定を締結せず、指定を取り消すことがあります。

16 今後のスケジュール

指定管理者による管理の開始までのスケジュールは次のとおり予定しています。

1	募集要項の配布	令和4年8月10日～10月7日
2	質問の受付	令和4年8月10日～9月9日
3	募集要項説明会	令和4年8月31日
4	現地説明会	令和4年8月31日
5	申請の受付	令和4年8月10日～10月7日
6	選定委員会の開催(書類審査)	令和4年10月下旬
7	選定委員会の開催(面接等)	令和4年10月下旬
8	指定管理者の候補団体の決定	令和4年11月下旬
9	指定管理者の指定の議決	令和4年12月議会
10	基本協定の締結	令和5年 3月
11	事務の引継	令和5年 3月
12	中期経営目標の策定、公表	令和5年 3月
13	指定管理者による管理の開始	令和5年 4月 1日～

17 参考資料

- (1) 滝港マリーナ使用料金表
- (2) 指定管理者指定申請書(別記様式1)
- (3) 滝港マリーナ事業計画書(別記様式2)
- (4) 収支予算書(別記様式3)
- (5) 役員等名簿(別記様式4)
- (6) 質問票(別記様式5)

※ 用紙は、日本産業規格A4縦長型とする。

お問い合わせ先

石川県土木部港湾課 港湾管理グループ
担当 橋場、坂下

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
TEL 076-225-1746
FAX 076-225-1747

(別紙) 滝港マリーナ使用料金表

港湾施設	使用区分等	単 位	使 用 料	
艇 庫	デイング-型ヨット	1隻につき1日	960 円	
		1隻につき1月	4,720 円	
		1隻につき1年	47,200 円	
艇置場	デイング-型ヨット	1隻につき1日	710 円	
		1隻につき1月	3,620 円	
		1隻につき1年	36,200 円	
	デイング-型ヨット以外のヨット及びモーターボート	艇長5メートル未満のもの	1隻につき1日	1,970 円
			1隻につき1月	9,900 円
			1隻につき1年	99,000 円
		艇長5メートル以上6メートル未満のもの	1隻につき1日	2,200 円
			1隻につき1月	11,000 円
			1隻につき1年	110,000 円
		艇長6メートル以上7メートル未満のもの	1隻につき1日	2,410 円
			1隻につき1月	12,100 円
			1隻につき1年	121,000 円
	艇長7メートル以上8メートル未満のもの	1隻につき1日	2,630 円	
		1隻につき1月	13,200 円	
		1隻につき1年	132,000 円	
艇長8メートル以上のもの	1隻につき1日	3,350円に、8メートルを超える艇長1メートルごとに、710円を加算した額		
	1隻につき1月	16,820円に、8メートルを超える艇長1メートルごとに、3,620円を加算した額		
	1隻につき1年	168,200円に、8メートルを超える艇長1メートルごとに、36,200円を加算した額		
棧橋			艇置場の項使用区分等の欄及び単位の欄に定める区分に応じ、同項使用料の欄に定める額に100分の120を乗じて得た額	
クレーン		1隻につき作動1回	1,100 円	
駐車場	原動機付き自転車 二輪の自動車	1台につき1日	160 円	
	三輪の自動車	1台につき1日	430 円	
	四輪の自動車(バスを除く)			
	バス(マイクロバスを含む)	1台につき1日	870 円	
給水施設		1基につき1回30分	210 円	
管理棟	シャワー室	1人につき1回	210 円	
	会議室	1室につき 9時から12時まで	1,100 円	
		1室につき 12時から16時30分まで	1,640 円	
		1室につき 9時から16時30分まで	2,200 円	

(備 考)

- (1) 当分の間、石川県外に住所を有する者が艇庫、艇置場又は棧橋を使用する場合における使用料は、この表の使用料の欄に定める額に100分の150を乗じて得た額を同欄に定める額とみなし算出します。
- (2) この表において、「ディンギー型ヨット」とは、センターボードの上げ下ろしが手動でできる艇長6メートル未満のヨットをいいます。
- (3) この表により算出した1件ごとの額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。
- (4) この表の単位の欄の期間を単位として使用する場合において、当該使用する期間が同欄の期間に満たないとき、又は当該使用する期間に、同欄の期間に満たない端数があるときは、同欄の期間に切り上げて計算するものとします。

指定管理者指定申請書（別記様式1）

令和 年 月 日

滝港マリーナ指定管理者指定申請書

石川県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名

滝港マリーナの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

（添付書類）

- ① 石川県滝港マリーナ指定管理者事業計画書（別記様式2）（複数の事業計画書を提出することはできません。）
- ② 石川県滝港マリーナ管理業務の収支予算書（別記様式3）
- ③ 役員等名簿（別記様式4）
- ④ 定款・寄附行為、規約又はこれらに類する書類（A4、様式自由）
- ⑤ 法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類（A4、様式自由）
- ⑥ 貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（過去3事業年度分）（A4、様式自由）
- ⑦ 組織、事業内容その他の申請者の概要を記載した書類（A4、様式自由）
- ⑧ 石川県税、法人税若しくは所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類
- ⑨ 役員の氏名、住所、略歴を記載した書類（A4、様式自由）
- ⑩ グループを構成して応募する場合は、構成団体の概要を記載した書類（A4、様式自由）
- ⑪ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類
- ⑫ マリーナ及びこれに類する施設の管理に関する業務実績を記載した書類（過去3事業年度分）（A4、様式自由）

事業計画書（別記様式2）

滝港マリーナに関する事業計画書

申請年月日 令和 年 月 日

団体等の名称		
代表者氏名		
所在地		
団体の設立年月日		
従業員数		
主な事業内容		
石川県所在の事務所	事務所名	
	所在地	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
連絡担当者	所属	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

(1) 多くの県民が気軽に訪れ、活動できる場づくりの具体的方法等について記載してください。

(2) 滝港マリーナ施設の、管理に向けた熱意・平等利用を図るため、具体的にどのように考えていますか記載してください。
個人情報保護等についても記載してください。

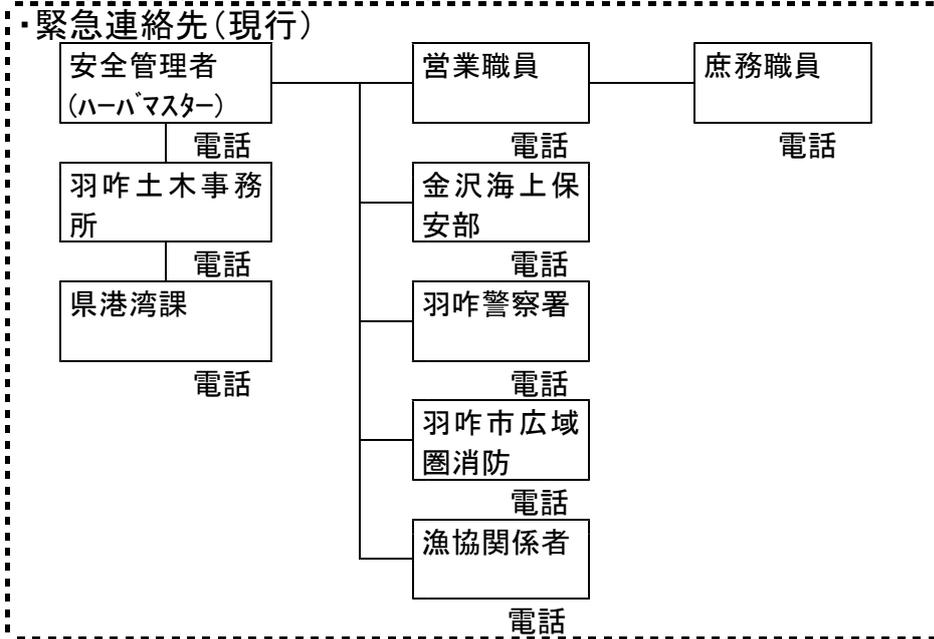
(3) 施設の利用承認、料金徴収等の業務をどのように実施するか記載してください。

(4) 具体的な災害・事故等の未然防止対策について記載してください。

(5) 緊急時や荒天時の連絡体制・対応等について具体的に記載してください。

・連絡体制網の系統図の整備

・緊急連絡先(現行)



(6) 設定料金は現在の水準に比べ妥当だと思われますか。料金表等を提案してください。

(7) ヨット大会の誘致、ヨット競技の底辺拡大のための講習会等の自主事業の提案について記載してください。

(8) サービスの向上を図るための具体的手法、及び期待される効果について記載してください。年間のPR計画の内容や利用拡大の取り組みについて記載してください。

(9) 苦情等の未然防止や対処法の方策について記載してください。

(10) 日常の施設整備、安全管理、維持管理清掃等に関する考え方について記載してください。組織・人員体制は適正か記載してください。

(11) 各免許の有資格者がそろっているか、また、どのように配置されるか記載してください。

(12) 管理運営の組織について具体的に記載してください。
 (組織図・役職・氏名等)

現況 3名体制

職名	氏名	月勤務日数	担当業務・資格免許等	人件費	常勤等
安全管理者	〇〇 〇〇	〇〇 日	総括、海上無線〇級、クレーン操作、船舶操縦〇級等	〇〇千円	常
営業職員	〇〇 〇〇	〇〇	営業、〇〇、〇〇	〇〇千円	常
経理職員	〇〇 〇〇	〇〇	庶務、〇〇、〇〇	〇〇千円	常

※ 組織図に記載された職員すべてについて、雇用関係(常勤、非常勤、臨時職員、パート、嘱託職員等)勤務日数、担当業務、人件費、有資格等すべて記入してください。
 人件費の合計額は、別記様式3の令和5年度人件費と一致させてください。

(13) 日常の職員配置

配置場所	職員配置時間帯	職 名			
		安全管理者	営業係	庶務係	〇〇係
事務室	8:30~	○	○	○	
受 付	9:00~			○	
マリナ内	9:00~		○		
その他具体的に	~				○

※1日の標準的な職員配置(勤務時間帯と職種がわかるもの)とその考え方を記載してください。

(14) 類似施設の管理運営実績があれば記載してください。

収支予算書(別記様式3)

(1) 年度別収支計画(令和5年度～9年度)

年度別収支計画(令和5年度～9年度)

(単位:千円)

区 分		5	6	7	8	9	備 考
収 入	艇置場・艇庫						
	給 水						
	ク レ ー ン						
	そ の 他						
	合 計(A)						
支 出	人 件 費						
	そ の 他						
	合 計(B)						
(A)－(B)							

(2) 令和5年度～9年度5事業年度分の県への納入予定額

年 度	5	6	7	8	9
納入予定額	円	円	円	円	円

(3) 令和5年度～9年度5事業年度分の各々収支計画

令和 年度収支計画書

① 収入の部

(単位:千円)

区 分	金 額	内 訳(具体的に)
マリーナ使用料収入		ボート等艇置場 艇庫 棧橋 給水 会議室 シャワー クレーン
その他収入		その他
合 計		

② 支出の部

(単位:千円)

区 分	金 額	内 訳
給 料		
手 当		
共 済 費		
旅 費		
需 用 費		
内 訳	消 耗 品 費	
	印 刷 製 本 代	
	光 熱 水 費	
	燃 料 費	
	修 繕 費	
	事 務 連 絡 費	
役 務 費	通 信 運 搬 費	
	手 数 料	
	保 険 料	
使用料及び賃借料		
委託料(外注する場合)		
工事請負費		
原 材 料 費		
備品購入費		
負担金補助及び交付金		
公 課 費		
合 計		

※各欄において消費税等が課せられる場合にあつては、当該消費税等の額を含んだ額を記載してください。

※公課費の欄については、収入に係る消費税等の額から仕入れに係る消費税等の額を差し引いた額及び領収書に添付する収入印紙を税等を記載してください。

役員等名簿(別記様式4)

役員等名簿

作成担当者 _____

連絡先 _____

(令和 年 月 日現在の役員等)

氏名 (カナ)	氏名 (漢字)	生年月日				役職	住 所
		年号	年	月	日		

本様式を暴力団員等ではないことの確認のために使用することについて、異議はありません。

令和 年 月 日

住所又は所在地 _____

氏名又は名称及び代表者名 _____

【記入上の注意事項】

1. 法人にあつては役員並びにその支店及び事業所の代表者を、その他の団体にあつては代表者及び役員を記入してください。ただし、「支店及び事業所の代表者」については、石川県との協定締結の権限を有する者が対象です。
2. 「住所」欄には住民票記載の住所を記入してください。
3. 年号、性別は次のように記入してください。
年号…明治:M 大正:T 昭和:S 平成:H 令和:R
4. 記入しきれない場合は、複数枚提出してください。
5. グループで申請する場合は、構成団体ごとに提出してください。
6. この役員等名簿は、役員等が暴力団員等であるか否かを確認するためのみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

質 問 票

質 問 事 項

1 〇〇〇について

2 〇〇〇について

3 〇〇〇について

4 〇〇〇について